

## 大学等を卒業して取得する方法（別表第1）

### （1）基礎資格及び最低修得単位数

種類 \ 所要資格	基礎資格	教科及び教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	83
一種免許状	学士の学位	59
二種免許状	短期大学士の学位	35

〔別表第1〕

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

「短期大学士の学位」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は大学若しくは指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

〔別表第1備考第2号、2号の2、2号の3、施行規則第25条、第66条の4、5〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第1備考第7号〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔同表備考第5号〕

◇ 上表とは別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位修得すること。

〔同表備考第4号、施行規則第66条の6〕

◇ 一種免許状に係る単位数は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。この場合、二種免許状に係る単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

〔別表第1備考第8号、施行規則第22条の3〕

◇ 一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

◇ この他、新たに中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合、介護等体験（第12章第1節を参照）が必要となる。

〔特例法〕

(2) 単位の内訳

科 目		免許状の種類		最低修得単位数		
				専修	一種	二種
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門的事項	後掲の(3)教科に関する専門的事項に関する科目の表による。				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	専修 一種	受けようとする教科について 8単位以上	28	28	12
		二種	受けようとする教科について 2単位以上			
教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想					
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		10	10	6	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		(6)	(6)	(3)	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位以上				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
道徳、総 合的な学 習の時間 等の指 導法及び 生徒指 導、 教育相談 等に関 する科目	道徳の理論及び指導法	専修 一種	2単位以上			
		二種	1単位以上			
	総合的な学習の時間の指導法					
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術		10	10	6	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		(6)	(6)	(4)	
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
教育実践 に関する 科目	教育実習(事前及び事後の指導1単位を含む。)		5	5	5	
	教職実践演習		(3)	(3)	(3)	
		2	2	2		
大学が独自に設定する科目				28	4	4

( )の数字は、施行規則第4条第1項表備考第9号の適用を受ける者の修得すべき単位数

◇ 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に、『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含むことを要しない。

〔施行規則第2条第1項表備考第4号〕

◇ 「教育実習」は中学校、小学校及び高等学校の教育を中心とする。この場合、特別支援学校の中学部、小学部及び高等部並びに義務教育学校並びに中等教育学校を含む。

〔施行規則第4条第1項表備考第7号〕

◇ 「教育実習」の単位数には、2単位まで「学校体験活動」の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目の単位をもってあてることができない。

〔施行規則第2条第1項表備考第8号〕

◇ 「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において、教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができる。

〔施行規則第4条第1項表備考第8号〕

◇ 次のそれぞれの科目の単位については、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあつては2単位まで
- ・「教育実習」にあつては3単位まで
- ・「教職実践演習」にあつては2単位まで

〔施行規則第2条第1項表備考第11号〕

◇ 「大学が独自に設定する科目」修得方法は、一種免許状又は二種免許状を受ける場合には、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のほか、大学が加えるこれらに準ずる科目でもよい。

〔施行規則第2条第1項表備考第14号〕

◇ 音楽及び美術の免許を受けようとする場合は、「各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数のうち、その半数までの単位は、教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この場合、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上を修得するものとする。

〔施行規則第4条第1項表備考第9号〕

(3) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）</li> <li>○国文学（国文学史を含む。）</li> <li>○漢文学</li> <li>○書道（書写を中心とする。）</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本史・外国史</li> <li>○地理学（地誌を含む。）</li> <li>○「法律学，政治学」</li> <li>○「社会学，経済学」</li> <li>○「哲学，倫理学，宗教学」</li> </ul>
数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代数学</li> <li>○幾何学</li> <li>○解析学</li> <li>○「確率論，統計学」</li> <li>○コンピュータ</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物理学</li> <li>○化学</li> <li>○生物学</li> <li>○地学</li> <li>○物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ソルフェージュ</li> <li>○声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）</li> <li>○器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）</li> <li>○指揮法</li> <li>○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</li> </ul>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>○絵画（映像メディア表現を含む。）</li> <li>○彫刻</li> <li>○デザイン（映像メディア表現を含む。）</li> <li>○工芸</li> <li>○美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</li> </ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育実技</li> <li>○「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。）</li> <li>○生理学（運動生理学を含む。）</li> <li>○衛生学・公衆衛生学</li> <li>○学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生理学・栄養学</li> <li>○衛生学・公衆衛生学</li> <li>○学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>○材料加工（実習を含む。）</li> <li>○機械・電気（実習を含む。）</li> <li>○生物育成</li> <li>○情報とコンピュータ</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</li> </ul>

	○被服学（被服実習を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 ○保育学
職業	○産業概説 ○職業指導 ○「農業、工業、商業、水産」 ○「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	○職業指導 ○職業指導の技術 ○職業指導の運営管理
英語	○英語学 ○英語文学 ○英語コミュニケーション ○異文化理解
宗教	○宗教学 ○宗教史 ○「教理学、哲学」

◇ 免許教科の種類に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、それぞれ1単位以上修得すること。

〔施行規則第4条第1項表備考第1号〕

◇ 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

〔同表備考第2号〕

◇ 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

〔同表備考第3号〕

◇ 「 」書きの科目については、そのうち1以上の科目について修得すること。  
ただし、免許教科『職業』の「農業、工業、商業、水産」については、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。（水産は商船に代替することができる。）

〔同表備考第4号〕